各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公 印 省 略)

就労移行等連携調整事業の実施について

標記について、働く意欲のある障害者が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう支援する観点から、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である者には就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的な支援を推進するため、今般、別紙の通り「就労移行等連携調整事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

就労移行等連携調整事業実施要綱

1 事業の目的

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会参加できる共生社会を実現し、障害者が地域で自立した生活を送れるようにするためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、そのためには障害者に関わる様々な支援機関が連携して支援を行っていくことが重要である。

このため、働く意欲のある障害者に対し、就労支援に係るノウハウを有した機関において、障害者がその特性や能力を活かすことができる最も適切な「働く場」に円滑に移行することができるよう支援を行うとともに、その支援体制の構築を推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、事業の実施にあたっては、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定 非営利活動法人又は医療法人等であって、障害者の就労支援に係る指導・助言の経験を 有するなど、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

3 本事業の対象者

本事業の対象となる者は、特別支援学校の在校生及び卒業生、就労継続支援事業所等の障害福祉サービス利用者及び一般就労している障害者であって、適切な「働く場」 への移行に向けた支援が必要な者(以下「支援対象障害者等」という。)とする。

4 事業の内容

(1) 支援対象障害者等に対するアセスメントの実施

支援対象障害者等に対して、就労面に係るアセスメントを実施し、一般就労への移行に向けた長期的な支援計画を作成するとともに、当該アセスメント結果等について関係機関と必要な情報共有を行う。

- (2) 支援対象障害者等に対する適切な「働く場」への移行に向けた支援
 - ① 一般就労を希望する支援対象障害者等や一般就労への移行が可能と見込まれる 支援対象障害者等であって、就労継続支援事業所等の障害福祉サービスを利用し ている者に対し、当該利用者が利用している障害福祉サービス事業所等と連携し ながら一般就労への移行に向けた支援を行う。
 - ② 一般就労している支援対象障害者等であって、年齢や心身の状況等の変化により一般就労の継続が困難となった者に対し、支援対象障害者等の意向を尊重しつつ、適切な「働く場」への移行に向けた支援を行う。

(3) 支援対象障害者等に対する支援体制の構築

支援対象障害者等がその特性や能力を活かすことができる最も適切な「働く場」に円滑に移行することができるよう支援を行うにあたり、適切なアセスメントを

実施していくための体制構築やアセスメント結果に基づいた支援が適切に行われるための連携体制の構築等を行う。

5 留意事項

本事業については、障害者の就労支援に係る相当の経験及び知識を有する者であって、障害福祉についても熟知しているものが担当するものとする。

6 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

7 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。